

昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理規程に則り、研究倫理に関する事項について審議等を行うために昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究倫理規範および研究倫理規程の運用、解釈に関する事項
 - (2) 研究倫理規範および研究倫理規程の改廃に関する事項
 - (3) 研究成果有体物の情報公開または提供に関する事項
 - (4) 大学・短大学長の諮問事項
 - (5) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要に応じて、研究者に対する指導、助言を行うものとする。
 - 3 委員会は、学内外からの苦情、相談等に対応するものとする。
 - 4 委員会は、研究者が研究倫理規程に反する行為があると認めた場合は、学園運営委員会及び教授会に報告するものとする。
 - 5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討等を行うものとする。

(委員会の構成)

第3条 研究倫理委員会は、以下の委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長
 - (2) 短大副学長
 - (3) 音楽学部長
 - (4) 音楽科長
 - (5) 音楽研究科長
 - (6) 図書館長
 - (7) 研究所長等から1名
 - (8) 教授または准教授から2名
 - (9) 事務局長
- 2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、各年度4月から3月までの1年間とし、留任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会には、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、学園運営委員会の議を経て学長が任命する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
 - 3 議事は出席者の過半数で決するものとする。

(相談員)

- 第7条 委員会に委員とは別に相談員を置く。委員は相談員を兼ねることができる。
- 2 相談員は、研究倫理に関する相談、苦情等に対応するものとする。
 - 3 相談員は、大学・短大学長が委嘱するものとする。
 - 4 相談員の任期は、1年とする。ただし、留任を妨げない。
 - 5 相談員は、苦情、相談を受けた事項について委員長に報告しなければならない。

(守秘義務)

- 第8条 委員および相談員は、知り得た内容について、他に漏えいしてはならない。

(事務担当)

- 第9条 委員会の事務は、総務部総務課が行う。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行に伴い、昭和音楽大学研究倫理委員会規程は廃止する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。